(注)1　連結子会社（連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）以外の子会社であり，かつ，持分法適用会社（同条第８号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第６号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）以外の子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である子会社のみを記載した場合は，その旨を「４　その他参考となるべき事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，次のいずれかに該当する子会社についても記載を省略することができる。

①　当該子会社の最近１年間の売上額が最も多い事業分野において，当該売上額が600億円未満である子会社

②　当該子会社が属する事業分野において，事業分野全体の最近１年間の売上額が6000億円以下である子会社

2　子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。

3　総資産は，当該子会社の最終の決算日の時点のものを，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には，記載を要しない。

4　事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類（３桁分類）に準拠するものとする。また，事業分野については，当該子会社の属する事業分野のうち，当該子会社の最近１年間の売上額が最も多いもの（未営業の場合には，定款上最も重要と考えられるもの）を記載すること。ただし，当該事業分野における当該子会社の最近１年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近１年間の売上額が6000億円以下である場合には，記載を要しない。また，当該子会社の最近１年間の総売上額に占める当該事業分野における最近１年間の売上額の割合が25％未満である場合には，記載を要しない。

5　最近１年間の売上額は，記載する事業分野における売上額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。

6　備考欄には，記載する事業分野において，当該子会社の全国における市場占拠率（シェア）が10％以上である場合又は10％以上であると推定される場合にレ印を付すること。当該推定に当たっては，政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。

(2)　実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25％超50％以下であり，かつ，提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無（注１）

□　無　→　記載不要

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名（注２）	総資産（注３）	総売上額（注４）
		百万円	百万円

(注)1　連結子会社以外の実質子会社であり，かつ，持分法適用会社以外の実質子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である実質子会社のみを記載した場合は，その旨を「４　その他参考となるべき事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，総売上額が600億円未満である実質子会社についても記載を省略することができる。

2　実質子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。

3　総資産については，(1)の注３と同様とする。

4　総売上額は，当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，総売上額が600億円未満である場合には，記載を要しない。なお，未営業の場合は，その旨を記載すること。

附　則

1　この規則は，平成二十七年四月一日から施行する。

2　改正前の様式は，当分の間，改正後の様式に代えて使用することができる。

○国家公安委員会規則第八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき，国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　国家公安委員会委員長　小川勝里子

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5　この規則において「秘密文書」とは，特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。

第二十三条を第三十五条とし，第二十二条を第三十四条とし，第二十一条の次に次の十二条を加える。

（秘密文書管理責任者）

第二十二条　公安委員会に，秘密文書管理責任者一人を置き，会務官をもって充てる。

2　秘密文書管理責任者は，秘密文書の管理の責に任ずる。

（秘密文書管理担当者）

第二十三条　公安委員会に，秘密文書管理担当者を置き，秘密文書管理責任者が指名する者をもって充てる。

2　秘密文書管理担当者は，秘密文書管理責任者の命を受け，秘密文書管理責任者の管理する秘密文書についてこの規則の定めるところによる管理が確保されるため必要な事務を行う。